令和４年度　公文書開示（５月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R4.4.26	R4.5.9	○（東京都品川区○丁目○番○号）の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和3年7月28日3井予（報）第472号）のうち以下の公文書 ⑴　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（別記様式第1） ⑵　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表（別記様式第2）	2	●															東京消防庁予防部査察課
2	R4.4.28	R4.5.9	○（東京都国分寺市○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和3年2月24日2国予（報）第818号）	14	●															東京消防庁予防部査察課
3	R4.4.19	R4.5.9	空襲火災・死傷者調査表綴　昭和19年11月以降	83		●					●								（2号）氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	東京消防庁総務部総務課
4	R4.4.28	R4.5.9	○（台東区○－○－○）に係る基準の特例適用申請書（平成17年9月26日第309号）の平面図	3	●															東京消防庁予防部予防課

5	R4.4.28	R4.5.9	○（武蔵野市○－○－○）に係る 1　消防用設備等設置届出書（誘導灯）（昭和53年10月11日第541号） 2　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（誘導灯）（平成19年2月19日第18－533号）	20	●															東京消防庁予防部予防課
6	R4.4.28	R4.5.10	○（東京都中央区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和元年6月26日31京予（報）第395号）	13	●															東京消防庁予防部査察課
7	R4.5.2	R4.5.12	芝消防署芝救急隊の救急出場（令和3年12月21日午後6時57分覚知）に関する様式第35号小隊活動記録票、様式第36号傷病者記録票（基本情報）、様式第36号の2傷病者記録票（観察・救急処置）	3		●					●								（2号）氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	東京消防庁救急部救急管理課
8	R4.4.7	R4.5.12	○（渋谷区○－○）に関する議事録（令和2年3月9日）	3	●															東京消防庁予防部予防課
9	R4.4.7	R4.5.12	○（渋谷区○－○）に関する 1　議事録（平成28年7月7日） 2　議事録（令和2年1月24日） 3　議事録（令和2年1月29日） 4　議事録（令和2年2月12日） 5　議事録（令和2年5月19日） 6　議事録（令和2年8月6日） 7　消防同意調査書（令和2年10月6日2渋予（同）第90号） 8　消防同意調査書（令和2年11月13日2渋予（同）第125号） 9　消防同意調査書（令和3年4月14日3渋予（同）第11号） 10　消防同意調査書（令和3年9月3日3渋予（同）第93号） 11　消防同意調査書（令和3年11月29日3渋予（同）第147号）	160		●							●						議事録及び平面図・断面図,消防同意調査書等の一部は、公にすることにより、建物内部への侵入によるテロ及び窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第4号に該当する。	東京消防庁予防部予防課

10	R4.4.19	R4.5.13	○（台東区○－○－○）に係る 1　防火対象物使用開始届出書（令和元年10月15日第283号） 2　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成31年4月8日第25号） 3　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成31年4月8日第28号） 4　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置計画届出書（平成30年6月26日第160号） 5　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置計画届出書（平成30年7月26日第218号） 6　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成31年4月8日第27号） 7　工事整備対象設備等着工届出書（平成30年6月18日受付番号なし） 8　工事整備対象設備等着工届出書（平成29年12月25日第486号） 9　工事整備対象設備等着工届出書（平成30年7月26日第217号） 10　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置計画届出書（平成30年6月26日第161号） 11　工事整備対象設備等着工届出書（平成30年11月5日第365号） 12　電気設備設置（変更）届出書（令和元年11月13日第42号）	155	●															東京消防庁予防部予防課
11	R4.5.10	R4.5.16	○（東京都品川区○丁目○番○号）の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和3年7月28日3井予（報）第472号）のうち以下の公文書 1　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表（別記様式第3） 2　消火器具点検票（その1～その2）（別記様式第1）及び添付資料 3　非常警報器具及び設備点検票（その1～その3）（別記様式14） 4　避難器具点検票（その1～その2）（別記様式15）及び添付資料 5　誘導灯及び誘導標識点検票（その1～その2）（別記様式第16）及び添付資料 6　配線点検票（別記様式第26）	15	●															東京消防庁予防部査察課
12	R4.5.9	R4.5.17	志村消防署高島平第2救急隊の救急出場（令和4年3月29日午前12時07分覚知）に関する様式第35号小隊活動記録票、様式第36号傷病者記録票（基本情報）、様式第36号の2傷病者記録票（観察・救急処置）	3		●					●								（2号）氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	東京消防庁救急部救急管理課

13	R4.5.9	R4.5.17	昭和60年度消防水利開発補助金交付申請書（昭和60年6月30日）	1		●													この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用され、財産が脅かされるおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条第4号に該当する。	東京消防庁防災部水利課
14	R4.5.9	R4.5.17	・申請に伴う決定通知書（昭和60年7月16日東消防水第482号） ・昭和60年度消防水利開発補助金の確定について（昭和60年10月28日東消防水第692号東京都知事通知）	3	●															東京消防庁防災部水利課
15	R4.4.22	R4.5.18	第43回事後検証委員会の実施結果について 第43回事後検証委員会の実施結果の資料について（審議事項のみ）	16		●					●								（2号）氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	東京消防庁救急部救急指導課
16	R4.5.10	R4.5.19	○（文京区○－○－○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和61年7月16日第710号）のうち、平面図及び立面図	4		●					●		●						住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅部分及び住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁予防部予防課

17	R4.4.1	R4.5.20	火災調査書類（令和3年8月30日3城砂第18号）のうち、以下の書類 1　火災調査書（別記様式第15号及び別記様式第15号の2） 2　出火原因判定書（別記様式第16号及び別記様式第26号） 3　火災出場時における見分調書（別記様式第17号） 4　現場見分調書（別記様式第18号及び別記様式第26号） 5　現場質問調書（別記様式第19号及び別記様式第26号）【質問年月日：令和3年7月23日9時30分から10時00分まで】 6　現場質問調書（別記様式第19号）【質問年月日：令和3年7月23日10時00分から10時30分まで】 7　建物・収容物損害調査書（別記様式第23号）【り災順位①】 8　建物・収容物損害調査書（別記様式第23号）【り災順位②】 9　死傷者調査書（別記様式第25号）	78		●	●				●				●				（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課
18	R4.4.6	R4.5.20	火災調査書類（令和4年1月26日3城予第344号）のうち、出火原因判定書（別記様式第16号及び別記様式第26号）	14		●					●				●				（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課
19	R4.4.7	R4.5.20	火災調査書類（平成27年8月24日27福羽（調）第13号）のうち、火災調査書（別記様式第15号及び別記様式第15号の2）（令和4年4月11日に様式出力）	2		●					●				●				（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課

20	R4.4.18	R4.5.20	火災調査書類（令和4年3月30日3滝予第194号）のうち、以下の書類 1　火災調査書（別記様式第15号及び別記様式第15号の2） 2　出火原因判定書（別記様式第16号及び別記様式第26号） 3　火災出場時における見分調書（様式第17号及び様式第26号） 4　現場見分調書（別記様式第18号及び別記様式第26号） 5　現場質問調書（別記様式第19号） 6　延焼状況等調書（別記様式第20号） 7　出火建物・避難状況等調書（別記様式第21号及び別記様式第26号） 8　建物・収容物損害調査書（別記様式第23号）	90		●					●			●					（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課
21	R4.4.28	R4.5.20	○（新宿区○－○－○）に係る消防用設備等設置届出書（昭和60年1月31日第1023号）のうちかがみ、平面図及び系統図	7		●					●		●						住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅部分及び住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
22	R4.5.6	R4.5.20	○（新宿区○－○－○）に係る消防用設備等設置届出書（昭和60年1月31日第1023号）のかがみ、平面図	5		●					●		●						住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅部分及び住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
23	R4.5.13	R4.5.20	○（日野市○－○－○）に係る消防用設備等設置届出書（平成3年6月25日第429号）のうち配置図及び平面図	8	●															東京消防庁予防部予防課

24	R4.5.13	R4.5.20	○（日野市○－○－○）に係る消防用設備等設置届出書（平成3年6月25日第429号）のうち配置図及び平面図	8	●															東京消防庁予防部予防課
25	R4.5.9	R4.5.24	○（練馬区○－○－○）に係る 1　電気設備設置（変更）届出書（平成10年4月17日第43号） 2　電気設備設置（変更）届出書（平成13年4月6日第1号）	272	●															東京消防庁予防部予防課
26	R4.5.16	R4.5.25	1　○（江戸川区○－○－○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（平成6年2月28日受付）のうちかがみ、平面図及び立面図 2　○（江戸川区○－○－○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和48年11月21日収第139号）のうちかがみ、平面図及び立面図	20	●															東京消防庁予防部予防課
27	R4.5.16	R4.5.26	○（東京都江東区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（平成18年4月25日18深予（報）第26号）	16	●															東京消防庁予防部査察課
28	R4.5.20	R4.5.26	○（東京都豊島区○丁目○番○号）の立入検査結果通知書（平成29年2月14日交付）のうち、違反指摘票	1	●															東京消防庁予防部査察課

29	R4.5.17	R4.5.26	○（東京都文京区○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成25年8月2日25小予（防）第530号）	35		●						●							(3号）法人情報のうち電話番号の情報は公にされておらず、公にすることにより当該団体等の事業運営上の地位を損なわれると認められるため	東京消防庁予防部防火管理課
30	R4.5.18	R4.5.26	○（東京都港区○丁目○番○号）に係る次の公文書 ○の全体についての消防計画作成（変更）届出書一式（令和3年5月10日3麻予（防）第22号） ○の消防計画作成（変更）届出書一式（平成21年11月13日21麻予（防）第1271号） ○の消防計画作成（変更）届出書一式（平成24年6月20日24麻予（防）第415号）	25	●															東京消防庁予防部防火管理課
31	R4.5.18	R4.5.26	○（東京都港区○丁目○番○号）に係る次の公文書 ○の全体についての消防計画作成（変更）届出書一式（平成26年9月8日26麻予（防）第110号） ○の消防計画作成（変更）届出書一式（平成26年9月8日26麻予〈防〉第860号） ○の消防計画作成（変更）届出書一式（平成23年6月27日23麻予（防）第453号） ○の消防計画作成（変更）届出書一式（平成29年11月28日29麻予（防）第1393号）	73		●					●	●	●						（2号）住戸部分の情報は、個人の権利利益に支障を及ぼす恐れがあるため （3号）法人情報のうち電話番号の情報は公にされておらず、公にすることにより当該団体等の事業運営上の地位を損なわれると認められるため （4号）住戸等に係る共用部分の情報は、侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため	東京消防庁予防部防火管理課
32	R4.5.18	R4.5.26	○（東京都港区○丁目○番○号）に係る次の公文書 ○の消防計画が添付された最新の消防計画作成（変更）届出書一式 ○の消防計画が添付された最新の消防計画作成（変更）届出書一式	0				●											届出された事実がないため、実施機関では作成及び取得をしておらず、存在しない。	東京消防庁予防部防火管理課

33	R4.4.13	R4.5.27	火災調査書類（令和4年3月24日3杉阿第77号）のうち、以下の書類 1　火災調査書（別記様式第15号及び別記様式第15号の2） 2　出火原因判定書（別記様式第16号及び別記様式第26号） 3　火災出場時における見分調書（別記様式第17号） 4　現場見分調書（別記様式第18号及び別記様式第26号） 5　質問調書（別記様式第19号） 6　延焼状況等調書（別記様式第20号） 7　出火建物・避難状況等調書（別記様式第21号） 8　建物・収容物損害調査書（別記様式第23号）【り災順位①】 9　建物・収容物損害調査書（別記様式第23号）【り災順位②】 10　火災損害状況調書（別記様式第7号）【り災順位①】 11　火災損害状況調書（別記様式第7号）【り災順位②】	60		●					●				●				（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課
34	R4.5.24	R4.5.30	○（港区○－○－○）に係る自動火災報知設備の以下の公文書 1　工事整備対象設備等着工届出書（平成19年4月2日届出） 2　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成19年4月27日届出）	25	●															東京消防庁予防部予防課
35	R4.5.26	R4.5.31	○（東京都大田区○丁目○番○号）の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和3年7月26日3調予（報）第398号）	13	●															東京消防庁予防部査察課
36	R4.4.18	R4.5.31	火災調査書類（令和4年3月30日3金予第256号）のうち、以下の書類 1　火災調査書（別記様式第15号及び別記様式第15号の2） 2　死傷者調査書（別記様式第25号及び別記様式第25号の2）	5		●					●				●				（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課

37	R4.5.20	R4.5.31	○（豊島区○－○－○）に係る検査結果書（昭和61年11月27日交付第1334号）のうち電灯コンセント動力設備図、避雷針設備図及び幹線弱電火災報知機設備図	30	●															東京消防庁予防部予防課
38	R4.5.23	R4.5.31	○（新宿区○－○－○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（平成10年4月7日第145号）のうち平面図、立面図及び断面図	10	●															東京消防庁予防部予防課